

平成21年 5月18日現在

研究種目：若手研究 (B)  
 研究期間：2007～2008  
 課題番号：19730477  
 研究課題名 (和文) 公立大学論の思想的基盤の解明——関一の都市政策構想からの接近  
 研究課題名 (英文) A Study of Ideal Foundation of Public Universities in Japan:  
 From the Urban Policy Theory of Seki Hajime  
 研究代表者  
 光本 滋 (MITSUMOTO SHIGERU)  
 北海道大学・大学院教育学研究院・助教  
 研究者番号：10333585

## 研究成果の概要：

本研究では、日本における近代都市政策論のパイオニアである関一（1873-1935）の高等商業学校時代から大阪市長時代までの大学論を見渡し、その変化をとらえるとともに、都市政策構想の展開との関連から理解し、全体像を明らかにした。このことにより、別個に生成した関一の商科大学設立論および公立大学論を関連づけ、一つの思想的まとまりを持つ大学論として理解することができる。二つをつなぐ要素は、社会問題の自治的解決をめざした彼の思想であったということができる。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	700,000	0	700,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,600,000	270,000	1,870,000

研究分野：高等教育

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教育学・高等教育・公立大学・大学の自治・地方自治

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 日本の近代大学制度は帝国大学を中心に形成され、官立単科大学、私立大学がこれに追随した。公立大学は最も遅く、最初の公立大学が開学したのは1919年(大阪医科大学)のことである。つづいて、愛知・京都・熊本の各府県に公立医科大学がつくられ、1928年、戦前期最後の公立大学として、大阪商科大学(後の大阪市立大学)が設置された。これらのうち、大阪商科大学を除く4校は、帝

国大学との棲み分けや代替となることを予定して設置されたケースが多く、大半が後に官立へと移管されていった。その傾向は戦後にもひきつがれていった。

(2) ところが、学界の戦前の公立大学に関する評価には、その積極的意義を認めるものが少なくない。その際、常にひかれるのは、大阪市長・関一(1923-1935在職)によってつくられた大阪商科大学(大阪高等商業学校を

転換)の例である。設置理念および開設された学科の特色に注目し、同校を都市政策および高等教育史上、特筆すべき存在だとする古典的評価(柴田徳衛『現代都市論』1967、寺崎昌男・成田克也編『大学の歴史』1979)、さらには大阪市立大学自身の大学史(『大阪市立大学百年史』1987)などによって支持され、現在まで通説の地位を占めているといえる。

(3) 通説が着目、評価するポイントは、次のようなものである。①「大阪市を背景とした学問の創造」という学問の革新の可能性を示したこと、②大阪市が大学の設置者となることによって、教育行政の三段階制度を破り、「市町村が自治体として国際的にも国と対等の法人格をもつことを意味」したこと、③これらのことが官立大学との対照、対抗的性格をもつ高等教育制度の創出につながる可能性を内包していたこと、そして、④大学の存在は大都市に不可欠な精神文化の中心的機関と位置づけられたこと、である。

(4) これら先行研究の評価に対しては、これらの要素の積極面を認めつつも、大学設置意義の評価の根拠のとされる設置理念が断片的に切り出されたきらいがあり、その生成展開過程や全国的な大学政策との関係についての検討が不十分なのではないか、設置理念事態についても内在的・批判的検討には至っていないのではないかと、といった疑問を提示することができる。また、「公立大学はわが国の大学制度に定着しなかった」という先行研究自身の制度に対する評価とも落差がある。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、これまでの研究の弱点を補い、公立大学理念の原型といわれる関一の公立大学論を形成過程にまで立ち入って分析し、その意義と限界を明らかにすることを目的とする。

(2) 関は、従来の帝国大学にはないタイプの大学の必要を唱えた。それは、ヨーロッパ留学時代の経験をもとに同輩の石川巖・石川文吾・神田乃武・滝本美夫・津村秀松・福田徳三・志田太郎らとともに起草した商科大学論にはじまり、大阪市長時代の公立大学論へと内容を変化させていく。そこでは、出身校である東京高等商業学校における大学「昇格」をめぐる経験が大きな意味をもったと考えられる。

(3) 関の都市政策研究の対象は、東京高商時

代、商業経済、交通、労働者保護、そして工業へと展開していった。さらに、大阪市助役に就任し、市政実務の責任者となって以降は、住宅や上下水道などの都市インフラ整備の実際的な意義の解明へと向かった。都市経済の分析や労働者保護のための施策の開発において都市自治体が機能を発揮すべきとの認識は、そのための調査研究機関の必要を自覚させた。同時にそれが都市における大学論を形成する上で果たした役割について考察する必要がある。

(4) 以上のように、関は、学術研究と都市行政の立場から、それぞれとかがわる大学論を唱えた。内容的に異なっている両者の関連を統一的に把握するために、彼の思想の展開過程を分析し、大学論と都市政策論のそれぞれを支えた思想的基盤を解明することが本研究の課題となる。

## 3. 研究の方法

(1) 関の公立大学論の二大構成要素である都市政策論と大学論それぞれの形成過程を、大学の歴史、背景などの理解の下、著作、日記等の資料により明らかにしていく。

(2) 都市政策論については、『商業経済大意』(1898)から『工業政策』(1913)に至る東京高商時代の著作および翻訳、『英国住宅政策及都市計画』(1921)から『都市政策の理論と実際:關一遺稿集』(1936)に至る大阪市助役・市長時代の著作(一部遺稿)を基本資料とした。

(3) また、彼の在学・在職時代の東京高商時代における商業教育改革論に関する文献資料の収集・分析も行った。同時代の商業教育改革論、商科大学必要論を示すものとして、『同窓会会誌』『一橋会雑誌』『本学学生調査報告』がある。また、手紙・メモなど資料が現存している。市長時代のものは、『大大阪』

(4) 関連して、東京高等商業学校・東京商科大学・大阪商科大学・大阪市立大学の大学(学校)史に関する資料、および同時代の都市政策に関する資料を収集・整理した。

(5) 以上の資料収集のために、一橋大学附属図書館・大阪市立図書館・大阪市史編纂所・大阪市立大学大学史資料室・東京市政調査会市政専門図書館を訪問した。

## 4. 研究成果

(1) 関の思想上の特徴は都市問題の自治的解決をめざしていたことである。このことにより、わが国の近代大学の形成過程において、帝国大学とは異なる大学理念を基礎づけたとされる関一の大学論の二つの要素である①商科大学設立論および②公立大学論を関連づけ、一つの思想的まとまりを持つ大学論として理解することができる。

(2) 日本における商業教育の地位確立のために教育内容を実際的なものから学術的なものへと変革しようとする関の志向は、ドイツ留学時代から大阪助役時代まで一貫している。

(3) 東京高等商業学校では、早くから学生らによる商業教育の高度化の必要が説かれていた。こうした動きを背景に、関は、ヨーロッパ留学からの帰国後の1901年、同じく留学経験をもつ高等商業学校の同輩らとともに「商科大学設立の必要」（ベルリン宣言）を起草し、わが国でも商科大学設立が「刻下の急務」と主張した。このプランは、ヨーロッパにおける商科大学運動をモデルとした大学の提示であり、具体的には、商業経営科、銀行科、交通科、保険科、商政科の5領域についてのカリキュラム案を例示していた。

ただし、この提案は必ずしも、高等商業学校を単科の商科大学に昇格させることを目的としたものではなく、農業系の専門学校が帝国大学農科大学に昇格した前例にならうものであった。

(4) 帝国大学法科大学内に経済学科および商業学科が整備されるに至り、帝国大学への一方的な吸収となることを危惧した関係者は、単科大学としての昇格をめざすようになる。

しかし、産業界の要請を背景にした高商の大学「昇格」は、帝国議会も認めたものの、帝国大学との関係に配慮する文部省の受け入れるところとならず、逆に、東京帝大法科大学内に経済科を設置、高商専攻部廃止を内容とする「学制統一」案を省令決定した。これに対して高商側は反発、関ら4教授の辞表提出、さらには学生の総退学へと事態が拡大し、文部省は「学制統一」の撤回へと追い込まれることになる（申酉事件）。

(5) 申酉事件を契機に、高商内部でも、商業教育とアカデミズムを結合する必要性についての議論が展開することになる。こうした状況は、関の大学観にも大きな影響を与えたと考えられる。すなわち、商業教育の高度化の

要請から導かれた商科大学論は、そこに、教育機関としての独立・存続を図ろうとする運動上の立場がミックスされ、帝国大学のアカデミズムに対抗しようとする観点からの学問生成の努力へと方向づけられた。

(6) 大阪市助役就任後の関は、かねてから国家行政・財政に比べて地方行政・財政の調査研究が著しく立ち後れている点を深刻な問題と考えており、「市政改善に進むべき規範を発見」することを目的とした「多数の厳正なる学問的調査研究機関の設立」が必要だと主張した。

(7) このような関の論は、C.ピアードらの唱えた当時の都市政策論の展開に大きな影響を受けている。これら20世紀初頭より米国に起こった市民改革運動の成果に学びながら、関は市政を法律万能主義や官治的監督行政から解放していく方向を展望した。

ただし、ピアードの都市行政論が科学的管理法の流れを汲む都市経営論を中心とするものだったのとは異なり、関のそれは、当時の大都市が当面していた諸問題、都市計画、市営事業、都市財政問題等に対する制度的・政策的アプローチであったと評される。そして、その影響は、市政調査機関の姿にも影響を与えたものと思われる。

(8) 大阪市長在職時代もなお、関は大陸ヨーロッパ（ドイツ）の高等教育の動向に注目し、市政に関する専門教育機関のモデルを求めつづけていた。その中で、1911年に開校したデュッセルドルフ市の市政学校や1912年に開校したケルン市の都市社会行政専門学校が大学と同程度の高等教育機関として発達したこと、特に後者が1919年のケルン総合大学の設立とともにその一分科となったことに対して高く評価している。

くわえて、関は、ドイツの高等教育機関において正規の学生以外に行政等の経験のあるものの入学を許可し、普通の講義以外に特別の題目の講義を行うなど教育形態の工夫が見られることについても積極的な評価を行っている。

(9) 関の眼目は調査研究機関が学問的権威と倫理性を備えることにあった。やはりピアードの影響を受けた東京市が独立の市政調査機関を設置したのと異なり、大阪市のそれが大学と結びついたことの思想的な基盤がここにある。そのため、関は、現実の日程に上りつつあった大阪商科大学の設立に対しても慎重な姿勢をとりつづけた。また、大阪商科大学の設立に際して、その市政研究の面で

の貢献に大きな期待を寄せた。

とはいえ、同時に東京商科大学における都市政策講座や私立の関西大学に対しても同様の期待を表明していることからうかがえるように、関にとっては、調査研究機関は必ず都市自治体によって設置されるべきものではなかった。

(9) 関は、大阪商科大学の初代学長・河田嗣郎河田の任命、その下での市政科のスタッフの人事にも関与した。また、河田は人事を含む管理運営全般にわたって絶大な権限を行使した。大阪商科大学は、都市の設置する公立大学としてユニークな理念を掲げていた。とはいえ、それは地方自治の確立と行政の専門化の主要な担い手として都市市民層を想定していた関の思想と、当時の日本社会において大学の設置運営を担いうるまでに力をつけてきた産業界が結びついた結果として成立したものであり、時代的制約を免れないものであった。

国家目的は異なる大学の理念とその自治的運営とがむすびついたかたちで追求されるためには、教育制度全体の国家主義からの解放と、その下での学問の自由を基盤とする大学自治の発展が必要であった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

なし

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

光本 滋 (MITSUMOTO SHIGERU)  
北海道大学・大学院教育学研究院・助教  
研究者番号：10333585

### (2)研究分担者

なし

### (3)連携研究者

なし